

「危険ドラッグ」の根絶に向けた総合的な対策
の強化を求める意見書

昨今、いわゆる「危険ドラッグ」により呼吸困難を起こしたり、死亡したりする事件が全国で相次いでおり、特にその使用による幻覚や興奮作用が原因とみられる重大な交通事故が度々報道されるなど、深刻な社会問題となっている。

危険ドラッグは「合法」と称していても、規制薬物と似た成分が含まれているなど、大麻や覚せい剤と同様に、人体に危険が生じるおそれがあり、安易に購入したり、使用したりすることの危険性が強く指摘されている。

厚生労働省は、省令を改正し昨年3月から「包括指定」を導入し、成分構造が似た物質を一括して指定薬物として規制したほか、本年4月には改正薬事法が施行され、指定薬物は覚せい剤や大麻と同様、単純所持等が禁止された。

しかし、指定薬物の認定には数カ月を要し、その間に規制を逃れるために新種の薬物が出回る「いたちごっこ」となっている。また、危険ドラッグの鑑定には簡易検査方法がないため、捜査に時間がかかることも課題とされている。

よって、政府においては、下記のとおり危険ドラッグの根絶に向けた総合的な対策を強化するよう強く要望する。

記

- 1 インターネットを含む国内外の販売・流通等の実態や健康被害との因果関係に関する調査研究の推進、人員確保や取り締まり体制の充実を図ること。
- 2 簡易鑑定技術の開発や鑑定時間の短縮に向けた研究の推進、指定薬物の認定手続きの簡素化を図ること。
- 3 「危険ドラッグ」の危険性の周知及び学校等での薬物教育の強化、相談体制・治療体制の整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年（2014年）11月6日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、
国家公安委員会委員長

（提出者）全議員